平成２８年（フ）第２５０号
相模原市南区鵜野森３丁目２番26号
債務者　阿部　友貴
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５３号
相模原市中央区千代田２丁目８番21号　大幸マンションＡ303号室
債務者　柴山　佳世（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８６号
高知市百石町２丁目10番６号
債務者　八木　　等
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０１号
北九州市八幡西区市瀬２丁目12番24号
債務者　鮫島　政一
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４０２号
北九州市八幡西区市瀬２丁目12番24号
債務者　鮫島フジ子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１５号
北九州市小倉南区長行西３丁目６番１号
債務者　宮本　　一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１９号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目11番13―103号
債務者　横井加津子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７７９号
埼玉県川口市西川口１丁目９番８―510号　スカイコート西川口第５
債務者　横瀬　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８３４号
埼玉県鴻巣市吹上富士見２丁目８番１―304号
債務者　神田　瑞恵
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５３号
埼玉県戸田市喜沢２丁目27番地の２　リバティ金子102号室
債務者　峰岸　英子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
埼玉県春日部市西金野井495番地３　クレストガーデンⅠ102
債務者　菅野　　直
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
埼玉県春日部市藤塚415番地１　サンゴールドシマムラ205号
債務者　渋谷　祐忠
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
大阪府和泉市池上町４丁目12番19号（ハイツ長堀Ｅ）、居所徳島県吉野川市鴨島町鴨島594―１
債務者　駒場　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―812号
債務者　正本　順一
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番43―501号、前住所大阪府堺市西区鳳北町５丁248番地１インテグラフェニックス401号
債務者　鳥原　彰真
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
大阪府泉南市樽井４丁目28番20号、前住所大阪府阪南市尾崎町５丁目15番17号
債務者　竹本　昌史
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
大阪府泉佐野市泉ケ丘５丁目140番地の１―201
債務者　冨田　一史
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係